

(参考) そのほか、各課が出前講座として実施しているテーマ一覧

テーマ	内容	オンライン	申込先 (電話番号)	(参考) HP
悪質商法被害防止のための講座	・ 悪質商法被害防止のためのポイント ※ 講師：消費生活相談員	○	消費生活センター 21-2972	
防災講話	・ 武蔵野市の防災について ・ 在宅避難のポイント	×	防災課 60-1821	
環境に関する講座や体験	・ 普段の暮らし（衣食住など）から見える環境課題	応相談	環境政策課 60-1945	
住まいの環境性能みなおしに助成制度を活用ください	・ 太陽光発電システム・エネファームの設置、窓の断熱リフォーム費用の一部を助成する補助制度の案内 ※ 環境に関する講座との同時開講ができます。	○	環境政策課 60-1841	
ごみの分別	・ 家庭ごみの分別の概要 ・ 分別のポイント ※リーフレット中面の「リチウムイオン電池の捨て方」との同時開講ができます。	○	ごみ総合対策課 60-1802	
武蔵野市シニア支え合いポイント制度	・ 制度の紹介 ・ 制度登録の手続きのお手伝い ※ 本制度は、65歳以上の市民が行う市内の社会貢献活動に対して、活動ごとにポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイント数に応じてギフト券等へ交換できる制度です。	○	ボランティアセンター武蔵野 23-1170 (地域支援課)	
武蔵野地域活動はじめてセミナー	・ 地域社協、子ども食堂、身近な地域の居場所づくり等の市内の地域活動の取組みの説明	応相談	(福) 市民社協 23-0701 (地域支援課)	
おいじたく講座	・ おいじたくの基礎知識 ・ 成年後見制度について ・ エンディングノートの書き方 ※ その他希望に応じて内容を検討します。	未定	(公財) 福祉公社 27-5070 (地域支援課)	
市の高齢者福祉サービスや介護保険について	・ 武蔵野市の高齢者福祉サービス (例) レモンキャブ、いきいきサロテンミリオンハウス ・ 介護保険制度	応相談	高齢者支援課 60-1940	
エンディング(終活)支援事業出前講座	・ 「終活」の目的 ・ エンディングノート記入のポイント ・ エンディング(終活)支援事業	○	高齢者支援課 60-1846	
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する講座	○	高齢者支援課 60-1846	

※ このページに記載されている出前講座の開催を希望する場合には、上表の【申込先】へ直接お申し込みください。申込みの要件についても、【申込先】に直接お問い合わせください。

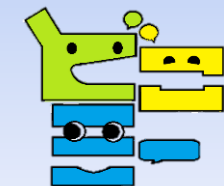


一緒に理解を深めよう 武蔵野市

参加費無料

要事前申込み

# むさしの どこでもミーティング



## Q.どこでもミーティングとは？

市の取組みや暮らしに役立つ情報などについて、市職員が皆さんのもとへ出張し、分かりやすく説明します。一緒に意見交換をしながら、武蔵野市についてより理解を深めましょう。

ミーティングの開催には申込みが必要ですので、聞いてみたいテーマをこのリーフレットの中間にある一覧から選んで、市民活動推進課にご相談ください。



## Q.申込みができるのは？

市内在住・在勤・在学の方が代表者で、おおむね10名以上の団体や集まりです。

## Q.費用は？

無料です。ただし、会場として有料施設を利用する場合などの必要経費は、申込者にて負担をお願いします。

## Q.会場は？

市内公共施設などを想定しています。またテーマによってはオンライン（Zoom）での開催も可能です。会場の予約や費用負担、設営などは申込者にてお願いします（オンライン会議の準備等も同様）。

## ～皆さんへのお願い～

- ・ むさしのどこでもミーティングは、主として市政の説明又は建設的な意見交換のための場として設けています。苦情、要望等をお受けするための場ではありませんので、あらかじめご了承ください。また、参加者にもその旨をお伝えください。
- ・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合など、実施の対象にならない場合があります。

## Q.開催時間は？

以下の時間のうち、申込者の希望する時間に開催します。ただし、担当課の業務の都合などにより、希望日時に添えない場合があります。

平日：午前9時～午後8時  
土・日曜、祝日：午前9時～午後5時  
※年末年始をのぞきます

## 【問合せ先】

市民部 市民活動推進課 コミュニティ推進係 (市役所西棟 7階)  
住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28  
電話：0422-60-1830 FAX：0422-51-2000

▼市HP



## 市政・まちづくり

### A-1 武蔵野市の軸となる計画

- ・ 計画策定方式とは
- ・ 現在の計画と策定中の計画について

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 企画調整課



### A-2 自治基本条例ってなあに？

- ・ 市民自治の実践の紹介
- ・ 市政運営のルールを定めたことの意味
- ・ 知っておきたい基本ルール
- ・ 自治基本条例に基づく住民投票制度

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 企画調整課



### A-3 タテヨコの視点で解きほぐす 住民投票制度

- ・ 自治基本条例に基づく住民投票制度
- ・ 制度の比較 (タテ軸)
- ・ 歴史的視点 (ヨコ軸)

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 企画調整課



## 環境

### B-1 リチウムイオン電池の捨て方

- ・ リチウムイオン電池のごみの出し方
- ※ 「ごみの分別」の出前講座との同時開講ができます。

🗓️ 10～20分 👤 ごみ総合対策課



## 福祉

### C-1 生活にお困りの方への支援

- ・ 生活保護制度について
- ・ 生活困窮者自立支援制度について

🗓️ 応相談 👤 生活福祉課



### C-2 ひきこもりの方への理解と支援

誰にでも起こりうることで、自分の身を守る反応でもある「ひきこもり」。自己責任やご家庭の責任ではなく、社会の課題、地域の課題としてともに考えましょう。

🗓️ 応相談 👤 生活福祉課



## 安全

### D-1 地域の安全・安心を守るために

- ・ 防犯や危機管理対策
- ・ 吉祥寺地域の環境浄化

🗓️ 応相談 👤 安全対策課



## 税・国民健康保険

### E-1 身近な税の話

- ・ 住民税はどうやって決まる？
- ・ 課税・扶養の「壁」ってなに？
- ・ 払えなかったらどうなるの？
- ・ 知るとおトクないろんな控除

🗓️ 30～60分 👤 市民税課・納税課

※ 令和5年度は9～11月の限定開講



### E-2 国民健康保険の話 (外国人向け)

- ・ 国民健康保険制度
- ・ 納税方法
- ※ 外国語への対応については応相談

🗓️ 30～60分 👤 納税課・保険年金課

※ 令和5年度は10～2月の限定開講



## 文化・交流

### F-1 武蔵野市のコミュニティ

- ・ 武蔵野市のコミュニティの特徴
- ・ コミュニティ構想とは
- ・ コミュニティセンターの活動の紹介

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 市民活動推進課



### F-2 市民活動促進のために

- ・ 武蔵野市の市民活動の特徴
- ・ 市民活動をサポートする市の取組み
- ⇒ これからの市民活動に必要なことについて意見交換しましょう。

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 市民活動推進課



### F-3 芸術文化の魅力を知る

- ・ 市の文化振興の取組み
- ・ 文化施設と文化事業の紹介  
例) 吉祥寺美術館、吉祥寺シアター、パイプオルガンの魅力など

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 市民活動推進課、文化生涯学習事業団



## 子ども

### G-1 子どもの権利条例ってなあに？

- ・ 令和5年4月1日から施行された「武蔵野市子どもの権利条例」の内容

🗓️ ～60分

👤 子ども子育て支援課

※ 令和5年10～12月の限定開講



### F-4 平和への取組み

- ・ 平和事業の取組み
- ⇒ 一緒に平和やその継承について考えましょう。

🗓️ 説明15分／意見交換30～60分

👤 市民活動推進課



### F-5 多文化共生の推進

- ・ 多文化共生推進プランについて
- ・ 市とMIA (国際交流協会) の取組み
- ・ 外国人市民とのコミュニケーションの方法 (「やさしい日本語」など)

🗓️ 説明60分／意見交換30～60分

👤 多文化共生・交流課



### F-6 国内友好都市との交流

- ・ 国内友好都市の紹介
- ・ 市民交流ツアー・市民宿泊助成の紹介
- ・ アンテナショップ「麦わら帽子」の紹介

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 多文化共生・交流課



### F-7 海外友好都市との青少年交流

- ・ 海外友好都市の紹介と青少年交流の意義
- ・ 青少年海外派遣事業の紹介

🗓️ 説明30分／意見交換30～60分

👤 多文化共生・交流課



最新のテーマ一覧は  
市HPをご確認ください。

市HP ▶



## 開催までの流れ

### テーマを選んで、 市民活動推進課に相談

上の一覧から希望のテーマを選び、電話かメール、窓口で市民活動推進課に事前相談します。その後、開催日などについて調整を行います。

### 会場などを手配

市内公共施設などの会場を手配し、参加人数 (おおむね10人以上) を確保します。

### 市民活動推進課へ 申請書の提出

開催希望日の1か月前までに、必要事項を記入した申請書をメール、郵送、FAXまたは窓口で市民活動推進課に提出します。

### 実施通知書が届く

市から、申請書提出の2週間後までをめどに、開催日などが記載された実施通知書が届きます。

※事前相談しないで申請された場合、日程が合わないなどの理由で、不承諾の通知となる可能性があります。

### 内容の打ち合わせ

担当職員から電話などでご連絡しますので、ミーティングの内容や当日の流れについて打ち合わせをします。

### むさしのどこでも ミーティング開催

開催日当日、担当の職員が指定の会場へ伺います。